

# 一般社団法人日本バイアスロン連盟加盟団体規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バイアスロン連盟（以下「本連盟」という。）定款第5条 第1項の正会員として入会した団体（以下、「加盟団体」という。）に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本連盟定款(以下「定款」とする。)第5条による加盟団体は、別紙の通りとする。

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 「スポーツ宣言日本」に提起するスポーツの使命の達成につとめること。
- (2) バイアスロンを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、バイアスロンの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

## 第2章 組織

(加盟団体の組織)

第4条 加盟団体は、各都道府県におけるバイアスロン競技を総合的に統轄する都道府連盟として適当なる組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

## 第3章 権限

(代議員及び理事候補者の推薦)

第5条 加盟団体は、代議会に対し、地域区分に応じて、各団体1名の代議員候補者を推薦することができる。

2. 加盟団体は、代議員会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(加盟団体会長会議その他)

第6条 本連盟会長は、必要とする場合、加盟団体会長会議を招集することが出来る。

2. 本連盟会長は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集することが出来る。

(地域連合会)

第7条 加盟団体は、別に定める地域区分を単位とする連合会を結成することができる。地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本連盟会長に届出なければならない。

## 第4章 義務

(遵守すべき事項)

第8条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本連盟の規定等を遵守するとともに、第4条に定める使命を果たすようつとめなければならない。

2. 加盟団体は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶につとめなければならない。

3. 加盟団体は、ドーピング防止につとめなければならない。

4. 加盟団体は、バイアスロンに関する紛争について、公平で透明性のある手続きによって解決しなければならない。

(報告及び届出義務)

第9条 加盟団体は、毎年事業年度開始 1 ヶ月前から開始後 1 ヶ月の間に、当年度の事業計画書及び収支予算書を、次の書類を添えて本連盟に届出なければならない。

(1) 役員名簿

(2) 執行機関、議決機関の議事録

(3) 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は公社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格 取得団体は、法登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書

第10条 加盟団体は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、当該年度の事業報告書次の書類を添えて本連盟に届出なければならない。

(1) 財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)

(2) 附属明細書及び財産目録

(3) 会計区分ごとの収支計算書

(4) 執行機関、議決機関の議事録

(5) 当該団体の監事の監査報告書

(6) その他本連盟が必要と判断した資料

第11条 加盟団体は、当該団体の役員、規程、規約及びその他既に本連盟に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本連盟に届出なければならない。

(年会費)

第12条 加盟団体は、別に定める年会費を、毎年6月末日までに納入しなければならない。但し、登録会員が3名以下の場合には免除することができる。

## 第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第13条 新たに本連盟の加盟団体になろうとする団体は、代表者から次の書類を本連盟会長に提出する。

(1) 加盟申請書(事務所所在地及び連絡先を明記すること)

(2) 規約及び加盟競技団体の場合にはその競技者規程等

(3) 所属団体及び支部組織一覧表

(4) 役員表

(5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書

(6) その他本連盟が必要と判断した資料

2. 前項により提出された書類は、理事会及び代議員会で審査の上、加盟の可否を審査する。

3. 加盟の承認を得た団体は、別に定める入会金及び年会費を納付しなければならない。

(脱退)

第14条 加盟団体が脱退しようとする場合には、本連盟会長に次の書類を提出し、理事会及び代議員会の承認を受けなければならない。

(1) 脱退願書

## (2) 脱退理由書

2. 加盟団体が第 5 条又は第 6 条の資格を失ったとき、若しくは本連盟の加盟団体として不相当と認められるときは、定款第 9 条第 2 項により、理事会及び代議員会の議決をもってこれを退会させることができる。

## 第 6 章 処分及び不服申立

### (処分)

第 15 条 加盟団体が、第 3 条第 1 項に定めた組織を有しなくなったとき、第 7 条から第 11 条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本連盟の加盟団体として不相当と認められたときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び代議員会の議を経て別に定める。

### (不服申立)

第 16 条 本会の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

## 第 7 章 その他

### (年会費の精算)

第 16 条 加盟団体が前条により脱退又は退会した場合、既に納付した年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた年会費は、直ちに納付しなければならない。

### 附則 1

1. 本規程は、本連盟設立時から施行する。
2. 平成 26 年 7 月 19 日改正
3. 平成 27 年 3 月 21 日改正

## 加盟団体一覧

平成27年2月25日現在

都道府県 コード	加盟団体名	都道府県名	備 考
01	北海道バイアスロン連盟	北海道	
02	青森県バイアスロン連盟	青森県	
03	岩手県バイアスロン連合	岩手県	
04	宮城県バイアスロン連盟	宮城県	
05	秋田県バイアスロン連合	秋田県	
06	山形県バイアスロン連合	山形県	
07	福島県バイアスロン連盟	福島県	
08	茨城県バイアスロン連盟	茨城県	
13	東京都バイアスロン連盟	東京都	
14	神奈川県バイアスロン連盟	神奈川県	
15	山梨県バイアスロン連盟	山梨県	
16	新潟県バイアスロン連盟	新潟県	
17	長野県バイアスロン連盟	長野県	
18	富山県バイアスロン連盟	富山県	
19	石川県バイアスロン連盟	石川県	
20	福井県バイアスロン連合	福井県	
21	静岡県バイアスロン連盟	静岡県	
26	京都府バイアスロン連盟	京都府	
27	大阪府近代五種バイアスロン競技協会	大阪府	
28	兵庫県バイアスロン連盟	兵庫県	
31	鳥取県バイアスロン連盟	鳥取県	